

## ジャム類の認証基準

### (適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された原材料を使用し、県内で製造されている「ジャム類」に適用する。

### (定義)

第2 この基準において「ジャム類」とは、「ジャム類の日本農林規格」（平成20年7月17日農林水産省告示第1128号）第2条の定義に適合するものであること。

### (品質及び品質表示)

第3 ジャム類の品質及び品質表示の基準は、「食品表示法」（平成25年6月28日法律第70号）の食品表示基準及び「ジャム類の日本農林規格」（平成20年7月17日農林水産省告示第1128号）の品質基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	規 格	ジャム類の日本農林規格の特級の基準に適合するものであること。
	原 材 料	使用する果実等は、栃木県内で生産されたものであること。
	食品添加物	ジャム類の日本農林規格の基準に適合するものであること。

### (関係法令の遵守)

第4 ジャム類の製造、表示にあたっては、第3に定めるほか、関係法令を遵守すること。

### 附 則

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。